

実効ある「設置基準」を策定し 特別支援学校を新設して下さい

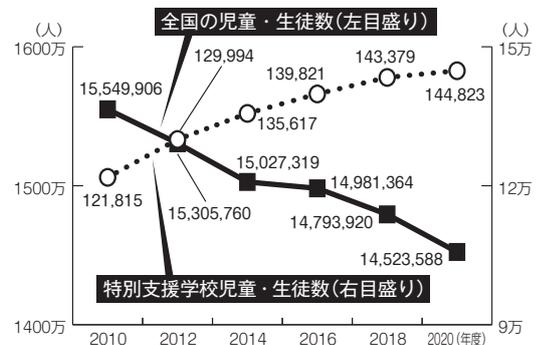


実効ある設置基準が策定され、学校建設が進んで教育条件が改善されれば、一人ひとりに目がゆきとどくようになります。大事な特別教室がなくなることもなく、教科の授業が充実します。通学時間は短くなり、子どもたちや保護者の負担も少なくなります。

設置基準とは？

学校教育法第3条で、学校を設置する者は「設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と定められ、幼稚園から小中学校、高校、大学、各種学校まで、すべての学校に設置基準が策定されています。

設置基準では、学級の編制から校舎や運動場の面積等が定められ、校舎に備えるべき施設も明記されています。



障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会